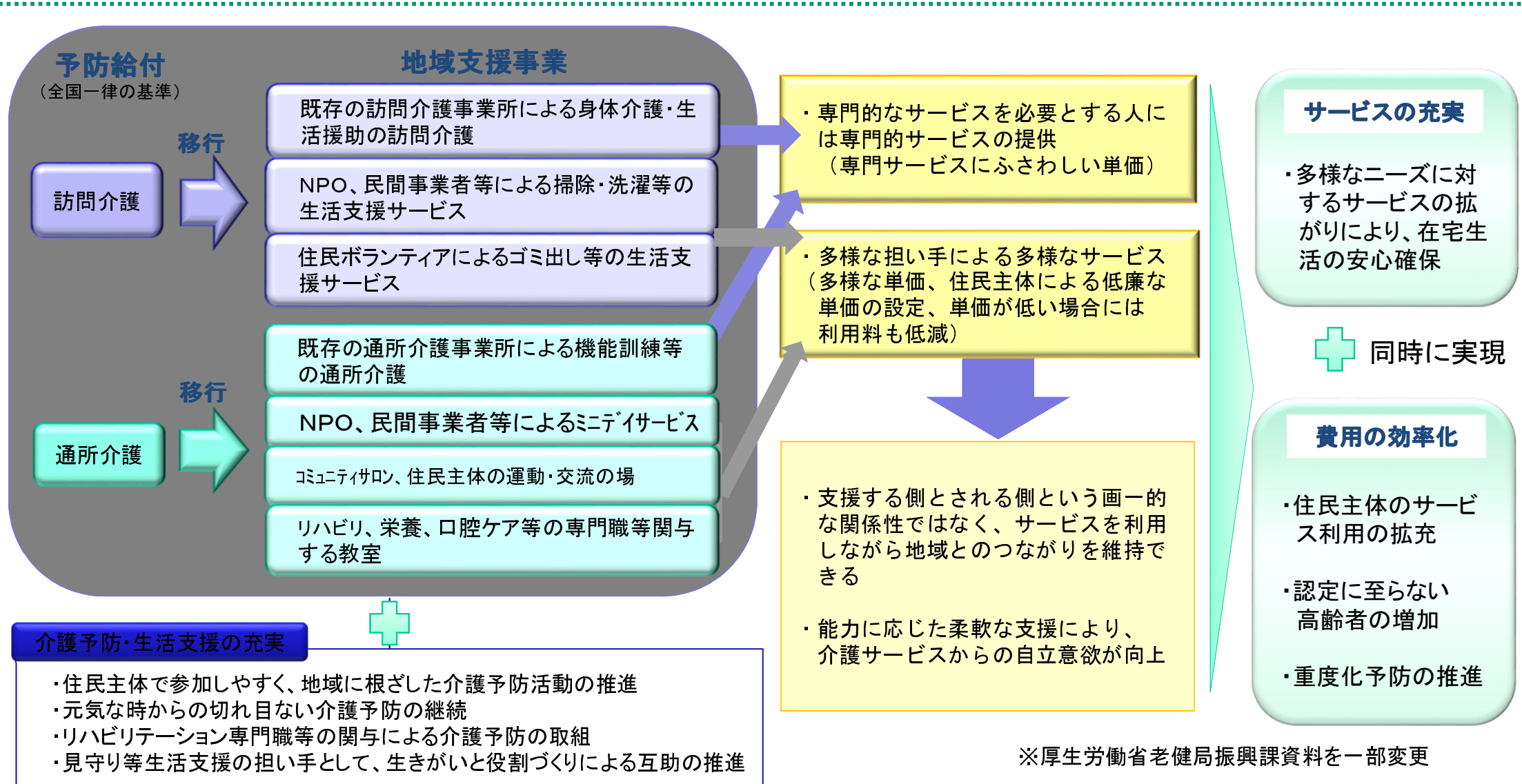


総合事業における生活支援サービスの充実

- 従前、予防給付に位置づけられていた訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



サービスの類型(典型的な例)

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

※厚生労働省老健局振興課資料を一部変更

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

● 【訪問型】総合事業サービス事業所件数（市町村別）

H30.4.1時点

市町村名	従前の訪問介護相当		訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)		訪問型サービスB (住民主体による支援)		訪問型サービスC (短期集中予防サービス)		訪問型サービスD (移動支援)		合計	
	県内事業所	県外事業所	県内事業所	県外事業所	県内事業所	県外事業所等	県内事業所	県外事業所等	県内事業所	県外事業所等	県内事業所	県外事業所等
奈良市	161	4	55	1	0	0	12	0	0	0	228	5
大和高田市	0	0	46	0	0	0	4	0	0	0	50	0
大和郡山市	0	0	47	1	5	0	0	0	0	0	52	1
天理市	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0
橿原市	0	0	51	0	0	0	3	0	0	0	54	0
桜井市	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	32	0
五條市	16	2	15	0	0	0	0	0	0	0	31	2
御所市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
生駒市	34	4	17	1	0	0	1	0	0	0	52	5
香芝市	24	1	35	1	0	0	3	0	0	0	62	2
葛城市	24	1	0	0	0	0	3	0	0	0	27	1
宇陀市	16	0	18	1	0	0	0	0	0	0	34	1
山添村	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
平群町	19	0	4	0	0	0	0	0	0	0	23	0
三郷町	28	1	13	0	1	0	0	0	0	0	42	1
斑鳩町	28	0	17	0	0	0	0	0	0	0	45	0
安堵町	12	0	7	0	0	0	0	0	0	0	19	0
川西町	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0
三宅町	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0
田原本町	0	0	26	0	0	0	1	0	0	0	27	0
曽爾村	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
御杖村	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
高取町	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1
明日香村	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0
上牧町	25	0	12	0	0	0	1	0	0	0	38	0
王寺町	22	0	12	0	0	0	1	0	0	0	35	0
広陵町	29	0	0	0	0	0	2	0	0	0	31	0
河合町	22	0	14	0	0	0	0	0	0	0	36	0
吉野町	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
大淀町	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0
下市町	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
黒滝村	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
天川村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
野迫川村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
十津川村	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
下北山村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
上北山村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
川上村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
東吉野村	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
合計	594	17	427	5	6	0	31	0	0	0	1,058	22

市町村名	従前の通所介護相当		通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)		通所型サービスB (住民主体による支援)		通所型サービスC (短期集中予防サービス)		合計	
	県内事業所	県外事業所	県内事業所	県外事業所	県内事業所	県外事業所等	県内事業所	県外事業所等	県内事業所	県外事業所等
奈良市	165	13	0	0	0	0	8	0	173	13
大和高田市	0	0	53	0	0	0	0	0	53	0
大和郡山市	0	0	51	1	3	0	0	0	54	1
天理市	44	0	0	0	0	0	0	0	44	0
橿原市	0	0	58	0	0	0	7	0	65	0
桜井市	0	0	43	0	0	0	0	0	43	0
五條市	15	5	12	0	0	0	3	0	30	5
御所市	0	0	24	0	0	0	0	0	24	0
生駒市	50	4	5	0	1	0	4	0	60	4
香芝市	0	0	42	0	0	0	2	0	44	0
葛城市	0	0	30	1	0	0	3	0	33	1
宇陀市	16	0	22	2	0	0	0	0	38	2
山添村	4	3	0	0	0	0	0	0	4	3
平群町	27	0	1	0	0	0	0	0	28	0
三郷町	28	2	5	0	0	0	0	0	33	2
斑鳩町	29	0	0	0	0	0	0	0	29	0
安堵町	20	0	0	0	0	0	0	0	20	0
川西町	18	0	0	0	0	0	0	0	18	0
三宅町	21	0	0	0	0	0	0	0	21	0
田原本町	0	0	29	0	0	0	1	0	30	0
曽爾村	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
御杖村	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
高取町	0	0	11	2	0	0	0	0	11	2
明日香村	0	0	11	0	0	0	1	0	12	0
上牧町	27	0	1	0	1	0	1	0	30	0
王寺町	28	1	0	0	0	0	1	0	29	1
広陵町	0	0	39	0	0	0	2	0	41	0
河合町	24	0	0	0	0	0	0	0	24	0
吉野町	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0
大淀町	14	0	0	0	0	0	0	0	14	0
下市町	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0
黒滝村	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
天川村	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
野迫川村	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
十津川村	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0
下北山村	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
上北山村	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
川上村	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
東吉野村	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0
合計	561	31	438	6	5	0	33	0	1,037	37